＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２０年　第１回臨時会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２０年５月１２日

上富良野町議会

目　　次

第１号（５月１２日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　2
○開　会　宣　告・開　議　宣　告　……　3
○議会運営等諸般の報告　……　3
○日程第　1　会議録署名議員の指名の件　……　3
○日程第　2　会期決定の件　……　3
○日程第　3　報告第３号　……　3
○日程第　4　報告第１号　……　6
○日程第　5　報告第２号　……　7
○日程第　6　議案第１号　……　8
○日程第　7　議案第２号　……　１０
○日程第　8　議案第３号　……　１０
○日程第　9　議案第７号　……　１１
○日程第　10　議案第４号　……　１２
○日程第　11　議案第５号　……　１２
○日程第　12　議案第６号　……　１３
○閉　会　宣　告　……　１５

平成２０年第１回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	専決処分の承認を求める件（平成 19 年度上富良野町一般会計補正予算（第 7 号)）	5 月 12 日	承　　認
2	畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件	5 月 12 日	原案可決
3	財産の取得及び処分の件（畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設）	5 月 12 日	原案可決
4	演習場進入路・北 24 号道路舗装補修工事請負契約締結の件	5 月 12 日	原案可決
5	中の沢排水路整備工事請負契約締結の件	5 月 12 日	原案可決
6	富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件	5 月 12 日	原案可決
7	財産の取得の件（戸籍事務情報システム）	5 月 12 日	原案可決
	報　告		
1	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	5 月 12 日	報　　告
2	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	5 月 12 日	報　　告
3	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	5 月 12 日	報　　告

平成２０年第１回臨時会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２０年５月１２日（月曜日）

○議事日程（第１号）

第　１	会議録署名議員の指名の件	
第　２	会期決定の件	５月１２日　　１日間
第　３	報告第３号	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第　４	報告第１号	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第　５	報告第２号	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第　６	議案第１号	専決処分の承認を求める件（平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第７号））
第　７	議案第２号	畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件
第　８	議案第３号	財産の取得及び処分の件（畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設）
第　９	議案第７号	財産の取得の件（戸籍事務情報システム）
第　10	議案第４号	演習場進入路・北24号道路舗装補修工事請負契約締結の件
第　11	議案第５号	中の沢排水路整備工事請負契約締結の件
第　12	議案第６号	富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件

○出席議員（１４名）

１番	向　山　富　夫　君	２番	村　上　和　子　君
３番	岩　田　浩　志　君	４番	谷　　忠　君
５番	米　沢　義　英　君	６番	今　村　辰　義　君
７番	金　子　益　三　君	８番	岩　崎　治　男　君
９番	中　村　有　秀　君	１０番	和　田　昭　彦　君
１１番	渡　部　洋　己　君	１２番	佐　川　典　子　君
１３番	長谷川　徳　行　君	１４番	西　村　昭　教　君

○欠席議員（０名）

○遅参議員（０名）

○早退議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町　　長	尾　岸　孝　雄　君	副　町　長	田　浦　孝　道　君
教　育　長	中　澤　良　隆　君	会計管理者	新　井　久　己　君
総　務　課　長	北　川　雅　一　君	産業振興課長	伊　藤　芳　昭　君
町民生活課長	田　中　利　幸　君	建設水道課長	北　向　一　博　君
技術審査担当課長	松　本　隆　二　君	保健福祉課長	岡　崎　光　良　君
教育振興課長	前　田　　満　君		

○議会事務局出席職員

局	長	中田繁利君	主	査	深山　悟君
主	任	廣瀬美佐子君			

午前　9時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただ今の出席議員は、１４名でございます。

これより平成２０年第１回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。
事務局長。

○事務局長（中田繁利君）　御報告申し上げます。

今臨時会は、５月９日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。

今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第１号ないし議案第７号の７件、報告第１号ないし報告第３号の３件であります。
今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。
以上です。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

９番　中　村　有　秀　君
１０番　和　田　昭　彦　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　報告第３号

○議長（西村昭教君）　日程第３　報告第３号専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）の報告を行います。本件の報告を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君）　只今、上程いただきました、専決処分の報告の件につきまして概要を説明申し上げます。

国におけます平成２０年度の税制改正法案の成立が、２０年３月末になりますことから３月定例議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして町長の専決処分事項としての議決をいただきましたが、今年度につきましては、税制改正法案が２月２９日衆議院において可決後に参議院へ送付されましたが、参議院においては法案送付後６０日が経過してもなお、議決がされない状況でありましたことから、衆議院において４月３０日再可決され同法案が成立し、同日公布されたところです。これを受けまして、条例の公布日が法律の公布日と同一日となるよう、直ちに改正条例の交付をする必要があるため、平成２０年４月３０日をもちまして、町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので御報告を申し上げます。

今回の町税条例の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。第１点目としまして、「個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充（いわゆる、ふるさと納税関連）」による改正であります。第２点目としまして、上場株式等の配当・譲渡益軽減税率の廃止及び損益通算の拡大による改正であります。第３点目としまして、公益法人制度改革への対応による改正であります。第４点目としまして、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設に係る特例措置の創設であります。第５点目としまして、平成２１年度から実施されます個人町民税の特別徴収に係る改正であります。以上が主な改正点であります。

以下議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第３号、専決処分の報告の件、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。１　処分事項　上富良野町税条例の一部を改正する条例、次の頁をお開き願います。専決処分書、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分

事項について、次のとおり専決処分する。記、１、上富良野町税条例の一部を改正する条例。平成２０年４月３０日、上富良野町長　尾岸孝雄。次の頁をお開き願います。上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

以下につきまして、今回は大量の改正条文となりますために、条例の朗読を省略させていただき、その主な改正点のみ内容の説明をいたしますので、御了承願いたいと思います。第１９条は、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る条文の追加による条文の整備であります。第２３条は、法人の均等割の税率に係る条文の改正による条文の整備であります。第３１条は、法人町民税の均等割における改正及び一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人については、最低税率で課税することを規定したものです。また、人格のない社団等及び資本金の額が明確でない公益法人については、最低税率を課すことを明確化したものであります。次のページをごらんください。第３３条、第３４条の２、第３４条の６については、条文の追加による条文の整備であります。第３４条の７は、個人町民税における寄附金税制の拡充に関する条文の追加であります。

寄附金税制拡充の一点目は、寄附金税制全体の見直しでありまして、その内容は、１　寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から、都道府県又は市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加。２　寄附金税制全体について、現行の所得控除方式を税額控除方式に改める。３　寄附金控除の控除対象限度額を、現行の総所得金額等の２５％から３０％に引き上げる。４　寄附金控除の適用下限額を、現行１０万円から５千円に引き下げる。ことの条文を追加するものです。

次に、寄附金税制拡充の二点目は、地方公共団体に対する寄附金税制（いわゆる「ふるさと納税」）の創設でありまして、その内容といたしましては、

１　寄附金の控除の対象となる地方公共団体の範囲は、出生地や過去の居住地などに限定せず、全ての都道府県又は市区町村を対象とする。２　現行の所得控除方式を改め、税額控除方式とし、寄附金のうち適用下限額を超える部分について所得税と合わせて全額が控除されるように設定する。３　特例控除額の上限は個人住民税所得割の１割を上限とする。４　特例控除額に係る適用下限額については、５，０００円とする。ことの条文を追加するものです。１ページめくっていただきまして、第３６条の２は、他条文の改正及び追加による条文の整備であります。第３８条、第４１条、第４４条、次のページの第４５条、第４６条、第４６条の２及び第４７条は、町民税の特別徴収に係る条文の追加及び修正による条文の整備であります。第４７条の２、第４７条の３、次のページの第４７条の４、第４７条の５及び第４７条の６は、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収に係る条文の追加でありまして、その内容といたしましては、１　特別徴収の対象者は、老齢基礎年金等を受給している６５歳以上の者で、公的年金等に係る所得割額と均等割額が特別徴収の対象となること。２　制度導入の初年度の平成２１年度においては、同年１０月以降支払われる特別徴収対象年金給付から特別徴収を実施すること。また、平成２２年度以降については、４月１日から９月３０日までは仮徴収、１０月１日から翌年３月３１日までは本徴収となること。の条文を追加するものです。次の頁をごらんください。第４８条、第５０条、第５１条、第５４条、第５６条及び第１３１条は、地方税法の改正よる条文の整備であります。１ページめくっていただきまして、附則第４条の２は、公益法人制度改革に伴う改正であります。

附則第５条、附則第６条、附則第７条及び附則第７条の３は、地方税法の改正及び追加よる条文の整備であります。附則第７条の４は、寄附金税制の特例に関する条文の追加であります。次の頁をごらんください。附則第８条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成２２年度分から３年間延長することの条文の整備であります。附則第１０条の２は、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設でありまして、その内容といたしましては、平成２０年４月１日から平成２２年３月３１日までの間で行われた改修工事で、１　窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）又は窓の改修工事と併せて行う床、天井又は壁の断熱改修工事であること、２　改修費用が３０万円以上のものであること、３　改修工事により改修をした当該部位が、新たに省エネ基準に適合するものについて、工事が行われた年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税について、税額の３分の１を減額することの条文の追加であります。附則第１６条の３は、上場株式等に係る申告分離選択課税の創設による条文の追加であります。１ページめくっていただきまして、附則第１６条の４、次のページの附則第１７条、附則第１８条、附則第１９条及び附則第１９条の２は、地方税法の改正及び追加よる条文の整備であります。附則第１９条の３は、上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率の原則廃止の規定であります。１ページめくっていただきまして、附則第１９条の５は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設による条文の追加で

あります。次の頁をごらんください。附則第２０条、附則第２０条の２、附則第２０条の４及び附則第２０条の５は、地方税法改正及び追加による条文の整備であります。１ページめくっていただきまして、附則第２１条は、公益法人制度改革による条文の追加であります。附則別表は、寄附金税制の条文第３４条の７の別表の追加であります。附則第１条では、この条例は、公布の日から施行することを規定しております。次の頁から最後の頁までの附則第２条から第４条につきましては、個人及び法人町民税及び固定資産税に関する経過措置を規定しているものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　頁がふっておりませんけれども、附則第２０条７ページでしょうか、附則第２０条の５第２項中、医療費控除額を若しくは医療費控除額。その若しくはとはどのようなことでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君）　村上議員の御質問にお答え致します。実は本年度から特定健診制度がスタートしてございますが、一部特定健診に係る個人の負担金について、医療費の控除の対象とすることの条文を整理したものであります。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。他にございませんか。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　ふるさと納税のことについてお伺いいたしますが、これは納税する場所については、特定されないと言うかたちになっておりますが、そうしますと他の市町村に、自分の、そういったお金を使っていただきたいということになった場合、当然、地元の税収が落ちるかたちになると思うのですが、その部分の対応等というのはどのようになるのか、その寄付の控除の対象となるのか、もう一度確認していきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、いわゆる４７条の２のこっちの町民税の納税の仕方で、今回は６５歳以上のかたを対象にした特別徴収というかたちになっておりますが、これよくわからないのですが、仮にこれが知らされない中で徴収されるというかたちだというふうに思いますが、この間、介護保険にしても、今回の改正された部分の納税のあり方についても、非常に後期高齢者についての、誠に住民の知らない間にこういう制度が作られるという中で、やはり問題が多いかたちになっております。このできた背景というのがどういうものなのか、その意図がよくわからないので、なぜこの６５歳以上のかたを特別徴収の対象としたのか、この点、お伺いしていきたいというふうに思います。

あと、株式の譲渡益等の関係なんですが、例えば１００万で時価相場と、買った時の帳簿価格と、実際、売った場合の差損が発生した場合の、その対応というのは、どのような、いわゆる課税の減税の内容というのが変わるのかどうなのか、この点も合わせてお伺いしていきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長答弁。

○町民生活課長（田中利幸君）　５番、米沢議員の３点の御質問にお答えしていきたいと思います。

まず、ふるさと納税関連でございますが、議員おっしゃるとおり、例えば町の、どこか違う自治体に思いを寄せて寄付をされた。そうしますと上富良野町の町民税につきましては、その分、放棄されますので、町の税収が少なくなる。こういうことになる訳で、個々それぞれの思いによって行う行為でございますので、これを止めるわけにはいきません。ただ、上富良野町に思いを寄せいているかたも、もちろんいますので、今後、これらについては、総務課と現在協議をしていますが、ふるさと納税にかかる寄附金条例を早い段階でそれを立ち上げて、さらにホームページ或いは広報、或いはダイレクトメール等で周知を図りながら、是非、全国に散らばっている、上富良野町を応援する意思のある方に上富良野町に寄附をしていただけるような対策を今やっているところであります。

次の２点目の６５歳以上の町民税の特別徴収の関係でありますが、これにつきましても実は平成１２年度介護保険制度がスタートした以降、介護保険料につきましても、年金からの天引きがありました。さらには今年度４月からは後期高齢者の保険料、さらには国保の保険料につきましても、年金からの特別徴収が始まったと。実は町民税につきましても、これらの流れを受けまして、同じような対応をするという事が決まったところであります。国でいいますのは、６５歳以上の高齢者の方が役場の窓口、或いは国の機関等で今まで払っていた手間を少しでも省けるようにという事が一つの理由でありますし、さらには市町村の事務手続きあるいは、しいては徴収の強化に繋がるだろうということで、この制度が導入される事になったわけであります。

３点目の株式譲渡の関係でありますが、損失を受けた

場合、今までもそうですが、売買によって損失を受けた部分について、一定程度その損失をあくる年以降の税に控除する制度がございますので、その様な対応は図るところであります。以上であります。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○5番（米沢義英君）　ふるさと納税については、いろいろと上富良野町を応援してくれる方もあるでしょうし、また、逆なかたちもありますし、その点はやはり町に何らかのかたちで税が促進されるようなかたちは、大変よろしいというように思います。聞いた例が答弁漏れしたと思うのですが、いわゆる減税になった場合の措置としては交付税で算入されるというかたちで理解してよろしいのかどうか、その点お伺いいたします。

次に２点目にお伺いしたいのは、この６５歳以上を対象とした町民税の口座の引き落としの件ですが、聞きましたら、窓口に来て払う利便性を取り除いて、いわゆる自動的に、窓口に来なくても払えるようにしたという事なんですが、そこでお伺いしたいのですが、これは本当に納税者の利便性があるのかという疑問があるのですが、この点はどうなのかと。もうひとつ後期高齢者についても、いわゆる年金の１万５，０００円未満の方については、普通徴収というかたちになっていると思いますが、この点は、今回適用があるのかどうかという点、お伺いしたいと思います。なによりも問題は住民の意思に関わりなく、特別徴収という事にね、後期高齢者と同じように国民健康保険税もそうなんですが、問題だと思うんですよ。で、こんなのが地方でまかり通るというような条例というのはね、とんでもない話だというふうに私は感じるんですが、町長は今回のこの税の改正に当たって、この徴収の仕方が本当に今の物価高や個人の意思の納入方法に有無も言わせずに徴収することはね、本当に徴収の促進に繋がるかどうなのか、仮に数字上、上がったとしても一方で生活が大変な時に徴収の相談、いわゆる納税の相談もできないという問題点も一方で発生するんではないかと思うんですが、この点、どうなのかという事をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君）　米沢議員の御質問でございますが、まず１点、ふるさと納税に伴いまして、税収が仮に落ち込んだという状況になったとしても、この交付税の算入には対象とならないところであります。２点目の６５歳以上の特別徴収の関係でございますが、もちろん制度がスタートするのは２１年の１０月から、この年金の特別徴収が始まるわけでございますが、その間、まだ、時間がございますので、住民への周知、対象者への周知については万全を期して、混乱のないような対応をしてまいりたいというふうに思ってございます。また、特に高齢になってからの外出等で、例えば銀行に行かれる、役場の窓口に来られる、これらの方々についての利便性という観点では、一方では確かに利便性が図れるかなというふうに思ってございます。もちろん対象者の方々については抵抗があると思いますが、その点については十分、制度スタートまでに御理解を頂くような努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。基本的には今、担当課長がお答えしたとおりでありますが、利便性というものがあるという事の反面、今、議員が御懸念示しておりますような部分もあるということは私自身も認識をいたしております。そういった対応につきましては、行政としても十分な配慮等々も考えていかなければならない課題かなというふうには認識しておりますが、基本的には納めるものは納めていただく。支払うものは支払っていただくということの基本の中で対処していくという事が前提であるというふうに思っております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○5番（米沢義英君）　その点については、町民税の納税のあり方については、私は本当に問題だというふうに思いますし、専決処分の内容も非常に問題あると思います。それと、ふるさと納税については自治省の内簡文書をみましたら、交付税に算入されるというかたちで、減収部分は自治体にその基準財政需要額の７５％を算入されるという表現になっていたと思うんですが、ここは、担当課長の答弁でしたら、算入はないんだというふうに言われているんですが、この点、どういうふうになっているのか確認お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君）　大変申し訳ありません。確認の上、後ほど回答させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。本件の報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川雅一君）　ただいま上程されました報告第１号専決処分報告につきまして、その概要を申し上げます。

本件は、平成２０年１月９日午後３時３５分ごろ、当町を運行しております路線バス（里仁・江幌・静修線）におきまして、町道東２丁目通りを久保商店前停留所から保健福祉総合センター停留所に向かって直進していたところ、南２条通り（大町１丁目）の交差点で、右側方向から一旦停止を無視し交差点に進入して来た相手車両の左側面と、バスの前部に衝突したものであります。

なお、このバスには幸い乗客はおりませんでした。

この事故につきましては、当町のバスが交差点進入に際し、相手方が一時停止を怠ったことによる衝突でありますことから、過失割合は当方２５％、相手方７５％と決定したものであります。

この町路線バスにつきましては、委託運行をしている路線でありますことから委託事業者に安全運転の徹底について申し入れを行うとともに、職員に対しても交通事故について注意喚起をしたところでございます。このたび交通事故の発生につきまして深くお詫び申し上げます。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第１号、専決処分報告の件、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。記、処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

専決処分書、町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。記、１　和解の相手方　上富良野町●●●●●●●●●●●●、２　和解の内容　（１）上富良野町は、相手方 ●●●● に対し、金５２，２５０円を支払う。（２）相手方 ●●●● は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。本件の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま、上程いただきました、報告第２号　専決処分の報告につきまして、その概要の説明を申し上げます。

本件の発生状況につきましては、平成２０年３月１０日午前９時１０分ごろ、町内●●●●●●●●●●、●●●宅の車庫から、同氏所有の車両を前進で、町道丘町１丁目５番通りに出ようとした際に、町道路面との接触により、前部のバンパーを損傷したものであります。

原因としては、例年同場所で発生している簡易舗装面の凍上による段差が、本年は異例に大きな２５センチメートルにも及び、加えて、解け残っていた積雪が、この段差を見えづらくしていた事が上げられます。

町道の適正な維持管理に欠けていたことを主要因としておりますが、運転者の安全運転義務を怠ったという点を加味し、過失割合を当方３０％、相手方７０％、賠償額１３，３５６円の金額で、平成２０年４月８日、専決処分しましたので、深くおわびを申し上げるとともに、報告するものでございます。

本件の例のような、凍上による段差発生や、路面の損傷など、補修を要する箇所や路線は数多くあることから、今後とも、計画的かつ効果的な改善を図ってまいる所存でございます。

しかしながら、財政的な事情から時間を要すること、また、冬期間については日々刻々と変化する道路状況を、常時監視することは困難なため、町民の皆様による通報の御協力をお願いし、土のう布設などの応急措置を行なうなど、随時迅速な対応を図ってまいります。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

専決処分報告の件、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。記、処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

専決処分書、町が管理する町道の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。記、１　和解の相手方　上富良野町●●●●●●●●●●●●、２　和解の内容　（１）上富良野町は、相手方 ●●●● に対し、金１３，３５６円を支払う。（２）相手方 ●●●● は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭敬君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭敬君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

○議長（西村昭敬君）　先ほど米沢義英君より質問のありました件に関しまして、確認ができましたので、答弁をいたさせます。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君）　先ほどの５番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。答弁漏れのお答えをしたいと思います。

いわゆるふるさと納税に関連する交付税の算入の件でございますが、実はふるさと納税には二通りの今回改正がございまして、いわゆる条例で設定いたします地方公共団体或いはこれらに寄付のある、いわゆる現行寄附制度を拡充したもの。これら社会福祉法人ですとか公益法人に寄付をしたものについても、寄附金税制の対象としますよという項目があります。実はそちらのほうには交付税の算入はございません。一方、上富良野町民が他の町に寄付をして、結果、上富良野町の税収が落ち込んだものについては、結果として交付税の算入となることが確認とれましたので、大変申し訳ございませんでしたが、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

◎日程第６　議案第１号

○議長（西村昭敬君）　日程第６　議案第１号専決処分の承認を求める件（平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川雅一君)　ただ今上程いただきました議案第１号平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の専決処分を行いました要旨を説明申し上げます。

本件は、これから申し上げます５点の要因によりまして、年度末の３月３１日をもって、町長において専決処分を行った次第であります。

１点目は、地方交付税の特別交付税についてでありますが､最終交付額の決定に伴い３月交付分として1億５，００１万8，０００円の交付となり総額２億6，５８３万２千円で前年対比０．４％増となったところであります。特別交付税の増額要因として、頑張る地方応援プログラムに係る経費の算定、原油高騰対策など当初予算より6，６８３万2，０００円の増額となったところであります。このほか、国から交付される地方譲与税を始め各種の交付金額の確定にあわせまして、予算の更正手続きをとったところであります。加えまして、町税の収納につきましても、最終徴収見込みによりまして９７１万１，０００円を増額計上したところであります。

２点目は、冬季生活支援事業について、昨年１２月議会に原油価格高騰を背景とする燃料単価上昇に伴い、高齢者等のうち低所得の状況にある方へ、経済的負担の軽減を講じるため、所要額の歳入歳出予算措置をいただきました。事業が完了しその結果、受給者は１７５名、総額１７５万円の支給となったところであります。また、北海道より灯油に係わる地域政策総合補助として２５万2，０００円を歳入計上したところであります。

３点目は、寄附関係でありますが、上富良野町振興公社から９５０万円、また、一法人及び町民の方から４件で７８万円頂戴いたしました。寄附いただいた方の趣旨に沿いまして予算措置を講じたところでございます。

４点目は、地方債の補正につきましては、島津地区道営経営体育成基盤整備事業、東中橋架替事業及び町営住宅整備事業費確定に伴い限度額の調整を行うものであります。

５点目は、これまで申し上げました案件の調整の結果、さらに財源的に余剰にとなります部分につきましては、今後の財政需要に備え財政調整基金へ4，０００万円、公共施設整備基金へ4，０００万円、地域福祉基金へ２３万円、農業振興基金へ1，０００万円及び十勝岳地区開発事業基金へ９５０万円をそれぞれ積み立てることを内容として、予算の専決処分を行った次第であります。

それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。議案第１号専決処分の承認を求める件。地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。記、処分事項、平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号)。裏面をごらんいただきたいと思います。専決処分書　平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成２０年３月３１日、上富良野町長　尾岸孝雄。次に補正予算につきまして、議決対象項目について朗読してまいります。平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号)。平成１９年度上富良野町の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7，８７７万7，０００円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億８，１３２万３，０００円とする。２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。１ページをお開きください。概要につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表　歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税９７１万１，０００円。

２款地方譲与税１８９万４０００円。

３款利子割交付金２万５，０００円。

４款配当割交付金９７万９０００円。

５款株式等譲渡所得割交付金８７万８，０００円の減。

６款地方消費税交付金４１万６，０００円。

８款自動車取得税交付金１４６万１，０００円の減。

１０款地方交付税６，６８３万２，０００円。

１１款交通安全対策特別交付金１６万５，０００円の減。

１５款道支出金２５万２，０００円。

１７款寄附金１，０２８万円。

１８款繰入金３５４万１，０００円の減。

２０款諸収入６６万７，０００円の減。

２ページに移ります。

２１款町債、４９０万円の減。

歳入合計が７，８７７万７，０００円となります。

３ページをお開き願います。

２、歳出。

２款総務費８，０００万円。

３款民生費３０２万円の減。

６款農林業費８６５万１，０００円。

７款商工費９５０万円。

８款土木費５１１万６，０００円の減。

１０款教育費３万７，０００円の減。

１４款予備費１，１２０万１，０００円の減。

歳出合計７，８７７万７，０００円となります。

４ページに移ります。

第２表、地方債補正。

冒頭申し上げましたように、この３事案につきましては、事業費確定に伴い地方債の限度額を変更するものでございます。以上、議案第１号平成１９年度上富良野町一般会計補正予算（第７号）の専決処分内容の説明といたします。御審議いただきまして、御承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭敦君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○5番（米沢義英君）　１８ページの冬季の高齢者の支援事業について、何点か質問したいと思いますが、当初、急遽という事もありまして、４００数十名でしたでしょうか、対象者という設定がありましたが、実際は２１８名で最終決定が１７５名と言うかたちに、世帯がなっておりますが、そこでもうちょっと考えなければならないことがあったのではないかというふうな点がありますので、町の設定は生活保護基準のいわゆる世帯の１．１倍というかたちの設定がされました。この１．１倍という事になれば、かなりの方がわずかに、例えば簡単な話をしますが、１万円超えたらとか、５，０００円超えたらとか、こういう方が聞いたらおられるんですよ。そういう状況の中で最終的に１７５名というかたちになったかと思うんですが、その基準の設定の仕方が、どうだったのかというふうに考えているところなんですが、おそらく町の方では他の動きも見て、その位置に設定したんだというふうに思うわけなんですが、この点はどうようにおさえられているのかどうなのか、お伺いしていきたいと思います。

○議長（西村昭敦君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君）　５番米沢議員の冬季生活支援の御質問でございます。御意見のように当初予算におきまして、今、約５００名の枠を予算計上いたしまして、スタートしたわけですけれども、その状況といたしましては、結果として１７５名という数字に終わったわけであります。この事業をスタートするに当たって、やはり低所得者という方に対して、生活支援をしようとういう中におきまして、町民税の非課税世帯の中から、やはり、更にといいますか、一定所得以下の方々に対してという考え方で進めていったわけであります。これまで例えば町におきましては、年末の助け合いにおきましても生活保護基準同等のかたちでやっているというかたちであります。それから、非課税世帯におきましても、中には収入が、相当収入があるという方も、或いはということで、お聞きしているところでございまして、そこで生活保護基準でいう世帯の生活収入の１．１倍という基準を設定をしたという事であります。管内の状況を見ますとこういった方法でやるというところが何件かやはりございました。そういったものを参考にいたしております。或いは非課税世帯をそのまま適用したところもありまして、考え方としては多様であったというように、その町独自で進めてきたものと思います。上富良野町としましては、こういうかたちで１．１倍の収入をという額で設定をしたことに対しまして、考え方としては、それ以下の方々に対しての生活支援が図られたものと思

っております。議員おっしゃられるように、わずかの額をもって対象とならかったという方もおられることは事実でありますが、上富良野町におきましての低所得者に対する生活支援というかたちではこのようなかたちで進めたことに、今年度はこういうかたちでやってきたことに対しての考え方を明確に低所得者の支援というかたちで進めてきたことに対して、その低所得者に対する支援が図られたものというふうに押さえているところであります。以上であります。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○5番（米沢義英君）　確かにそういった部分はあるんだろうと思いますが、しかし、１．１倍という事になれば、本当に例えば高齢者でいえば７０か８０くらいで、８万か9万ぐらいと思うんですが、それの１．１倍ということで8，０００円とか9，０００円とか8万8，０００円とか、そんなふうになるんだとかおもいますが、そういう状況の中で物が上がって灯油が上がって、他のものが上がるという状況のなかで、本当に大変な生活を送っている部分がありまして、こういった部分も含めて全部網羅は当然できないんだろうというふうに思いますが、その基準が果たしてどうだったのかということを考えた場合、いろいろ担当の課長がおっしゃるように要素は含まさっているんだろうというふうに思いますが、一定部分、改善する余地もあったんではないかなという、私の印象として考えるところがありましたので、この点、町長はどういう印象をお持ちなのか伺っておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的には今、担当課長がお答えしたとおりであります。しかし、議員の御意見にもありますように、私自身も本当にこの１．１倍というのが、線引きが、本当に地域の皆さん方に生活支援という基本からして、十分であったかという事につきましては、今後、充分検討し、吟味していかなければならない部分かなというふうに思っておるところであります。ただ、町といたしましては、近隣町村と比較しますと、当初予定では非常に我が町の低所得者の数が多いということの基本の中で、１．１というものを設定させていただきましたが、しばらくこの制度等々も対応しておりませんでしたので、十分その認識についても反省をしながら、今後の対応の中で十分、今、御指摘のありました点も含めながら、この制度の対応につきましては、十分、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（西村昭教君）　他にございませんか。なければ、これをもって質疑・討論を終了いたします。これより、議案第１号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第７　議案第２号及び
日程第８　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第２号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件及び日程第８、議案第３号、財産の取得及び処分の件(畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設)を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤芳昭君）　ただいま上程いただきました議案第２号、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件につきまして、提案理由を申し上げます。

本事業の内、草地造成整備事業につきましては、平成１８年度の事業開始に伴い、北海道農業開発公社並びに事業参加者との委託契約により事業実施しておりますが、事業参加者の追加により、計画変更が生じたことから、これら事業の増額分に係る委託契約を北海道農業開発公社並びに新たに事業に参加する農業者と契約を締結するものであります。

追加する事業内容につきましては、草地造成整備４０ｈａ、道路整備　３１０m、施設、用地造成４ｈａであります。また、事業費の増額分といたしましては、１億７９０万9，０００千円となります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第２号、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件。畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により実施する事業の委託契約を、次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。記、１　契約の目的　畜産担い手育成総合整備事業、２　契約の方法　随意契約による、３　契約金額　１億７９０万9，０００円、４　契約の相手方札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３　財団法人北海道農業開発公社　理事長　西山泰正、５　契約期間契約の日から平成２２年3月３１日。

続きまして、議案第３号、財産の取得及び処分の件につきまして、提案理由を申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業のうち、施設整備事業につきましては、平成１８年度の事業開始に伴い、北海道農業開発公社並びに事業参加者と譲渡契約を結んで実施しており、毎年度、公社より、整備後の施設を財産として取得し、事業参加者へ処分を行っておりますが、事業参加者の追加により計画変更が生じたことから、これら事業の増額分に係る譲渡契約を、北海道農業開発公社並びに新たに事業参加する農業者と締結するものであります。

追加する事業内容につきましては、看視舎１棟、畜舎１６棟、飼料調整庫２棟、バンカーサイロ１基、尿処理施設２基、堆肥化処理施設１式であります。また、事業費の増額分といたしましては、１９億５，１２１万６，０００円となります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第３号、財産の取得及び処分の件。畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により設置する施設を、次により取得及び処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。記、１　取得及び処分の目的畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により設置する施設、２　取得及び処分の方法　譲渡契約による、３取得予定金額　１９億5，１２１万6，０００円、4　処分予定金額　１９億5，１２１万6，０００円、５　取得の相手方　札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３財団法人北海道農業開発公社　理事長　西山泰正、６処分の相手方　畜産担い手育成総合整備事業実施要綱による事業参加者、７　取得及び処分の期間　契約の日から平成２２年３月３１日。以上であります。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これより議案第２号及び議案第３号を一括して質疑に入ります。

１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　この中で草地造成、これがあるんですけれども、この場合、例えば道路を付けようという時には、それらを含めたとういうか、道路は造っても、あとで町が砂利を入れたりしなければならないのか、その辺、全部整備されるのか聞きたい。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（伊藤芳昭君）　１１番、渡部議員の御質問にお答え申し上げます。道路の件でございますけれども、これは砂利も含めて、補助対象になっておりますので、砂利を含めた中の完成ということで受け止めております。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑・討論を終了いたします。これより、まず、議案第２号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第３号財産の取得及び処分の件（畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設）を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第７号財産の取得の件(戸籍事務情報システム)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（田中利幸君）　ただいま上程されました、議案第７号　財産取得の件につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

現行の戸籍事務情報システムは、平成１２年から賃貸契約により稼動しておりますが、このシステムにつきましては、旧式なため平成１７年度から開発メーカーからのシステムサポート体制も既に終了されておりまして、予期せぬシステム障害や法改正によるバージョンアップにも対応が困難な状況にあるため、後継システムの切り替えが必要となっております。このことから、今年度中に戸籍事務情報システムの整備をいたしまして、戸籍関連業務に万全を期そうとするものでございます。

本件の取得いたします戸籍事務情報システムは、上富良野町への譲渡を前提として、５月２日に北海道市町村備荒資金組合と富士ゼロックスシステムサービス株式会社とにおいて、８９２万５，０００円の売買契約に関する仮契約の締結がなされております。

この財産につきまして、北海道市町村備荒資金組合から上富良野町へ譲渡を受けるため、財産取得の議決を求めるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年０．７％の利息を付けまして本年度から平成２４年度までの５年間で支払いをするものです。

また、今年３月の第１回町議会定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第７号、財産取得の件。戸籍事務情報システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。記、１　取得の目的　戸籍事務情報システム整備事業、２　取得の方法　北海道市町村備考資金組合からの譲渡、３　取得金額　８９２万５，０００円、４　取得の相手方　札幌市中央区北４条西６丁目北海道自治会館内　北海道市町村備考資金組合　組合長　上野晃、５　納期　平成２０年１０月１日。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第７号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第４号演習場進入路・北２４号道路舗装補修工事請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程いただきました、議案第４号、演習場進入路・北２４号道路舗装補修工事請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成１９年第４回定例会において繰越明許費の補正を頂き、防衛省所管の委託及び補助事業として実施するものであります。

工事概要としましては、演習場進入路１，０８７．８８メートル、及び道々上富良野旭中富良野線から演習場進入路取付未補修部分までの北２４号道路７６１．９３メートル、総延長１，８４９．８１メートルについて、戦車走行により損耗した路面をオーバーレイにより補装補修するものであります。

演習場進入路については、防衛省の直轄施工が本来でありますが、町道北２４号道路の補修と一括で実施することが費用縮減につながるという理由により、一括施工を条件に町が受託するものであり、進入路と町道北２４号を合わせて発注するものであります。

次に、本議案につきましては、５社を指名いたしまして、５月７日、入札を行った結果、道路工業株式会社が１億５００万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の１億１，０２５万円であります。

参考までに、落札率につきましては、９５．７９％でございまして、２番札は道路建設株式会社の１億１，０６７万円であります。

以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第４号、演習場進入路・北２４号道路舗装補修工事請負契約締結の件。演習場進入路・北２４号道路舗装補修工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。記、１　契約の目的　演習場進入路・北２４号道路舗装補修工事、２　契約の方法　指名競争入札による、３　契約金額　１億１，０２５万円、４　契約の相手方　旭川市東５条２丁目２番１３号　道路工業株式会社旭川営業所　所長　茶木俊博、５　工期　契約の日から平成２０年１２月２６日。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第４号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第５号中の沢排水路整備工事請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程いただきました、議案第５号、中の沢排水路整備工事請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛省所管の障害防止事業として実施するものであります。

工事概要としましては、演習場内からの雨水等による農地湿潤や表土流出を防止するため、旭野、中の沢地区の素掘り排水路について、流下経路を整斉し、延長１，３８９メートルについて大型トラフを布設するものであります。

次に、本議案につきましては、地元業者を含む７社を指名いたしまして、５月７日、入札を行った結果、高橋建設株式会社が２億円ちょうどで落札し、消費税を加算いたしまして本議案の２億1,０００万円であります。参考までに、落札率につきましては９５．２９％で、２番札は新島工業株式会社の２億1,８４０万円であります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第５号、中の沢排水路整備工事請負契約締結の件。中の沢排水路整備工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。記、１　契約の目的　中の沢排水路整備工事、２　契約の方法　指名競争入札による、３　契約金額　２億1，０００円、４　契約の相手方　上富良野町錦町１丁目１番２０号　高橋建設株式会社　代表取締役　北川昭雄、５　工期　契約の日から平成２１年３月３日。

以上で、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第５号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第１２　議案第６号富町団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程いただきました、議案第６号、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件につきまして、提案理由を御説明いたします。

本工事は、国土交通省の補助採択を受け整備するものでございます。

富町団地は、平成５年から８年度にかけて、老朽化していた部分を６棟の２階建てに改築しておりますが、残る昭和４０年度以降に建築された１０棟２６戸を、平成２０年度から２２年度の３ヵ年で、３棟３５戸とするものであります。各年度２階建て１棟ずつを新築するものであり、本年度は１０戸１棟、２１年度は１５戸１棟、最終年度は１０戸１棟の計画となっております。

今般の工事内容につきましては、３棟６戸を取り壊し、鉄筋コンクリートづくり２階建て、建築延べ面積は７０５．９４平方メートルを建築するものであります。１階は２ＤＫ２戸、１ＬＤＫ４戸の６戸、２階には２ＬＤＫ２戸、３ＬＤＫ２戸の４戸で、合計１０戸となっております。

業者選定につきましては、入札参加指名選考委員会におきまして、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、外構工事の４工種に分割し、上程いただいた建築主体工事につきましては、町内業者を含む７社を指名し、５月７日に入札を執行いたしました。結果は、佐川・木津経常共同企業体が１億1，２９０万で落札し、消費税を加えまして、本日議案の１億1，８５４万5，０００円の契約金額となったところであります。参考までに２番札は、株式会社アラタ工業の１億2，１８０万円でありました。

また、議決外となりました機械設備工事につきましては、町内業者５社を含む６社を指名しまして、同日入札の結果、株式会社有我工業所が1，９５０万円で落札し、消費税を加えまして２，０４７万5，０００円の契約金額となったところでございます。同じく電気設備工事につきましては、町内業者３社を含む５社を指名し、同日入札の結果、有限会社大久保電気工業社が1，１８０万円で落札し、消費税を加えまして1，２３９万円の契約金額となったところであります。

また、外構工事につきましては、町内業者４業者を含む５社を指名いたしまして、同日入札の結果、山本建設株式会社が６７５万円で落札し、消費税を加えまして７０８万7，５００円の契約金額となったところでございます。落札率は建築主体工事では９９．２７％、機械設備工事では８７．０４％、電気設備工事では９７．８４％、外構工事では９７．１２％となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第６号、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約を次により締結するため、議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。記、１　契約の目的　富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）、２　契約の方法　指名競争入札による、３　契約金額　１億１，８５４万５，０００円、４　契約の相手方　佐川・木津経常共同企業体　代表者　上富良野町栄町２丁目５番３号　株式会社　佐川建設　代表取締役　佐川泰正、構成員　上富良野町大町１丁目８番７号　有限会社　木津建設　代表取締役　木津雅文、５　工期　契約の日から平成２０年１２月２２日。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　何点か質問させていただきたいと思いますが、公営住宅の建設等に当たっては、非常に老朽化が進んでおります。そこで今までの建設された公営住宅のいろんな入居者の意見も聞いて、更に改善された部分もあるのかなというふうに思いますが、その点。それと今回この契約金額の中で労務経費というのは、大体どれくらいの部分になっているのかというのと、一人当たりの労務単価というんですか、どれくらいになっているか、わかればお伺いしていきたいというふうに思います。

次に耐震性の問題も含めて、そういった構造が造られているかと思いますが、どういうような構造設計になっているのか、その点。更にお伺いしたいのは、施設の監督という点で、いわゆる適時に建築の経過を監理監督するというのは当然でありますし、今までもやってこられたというふうに思ってますが、その部分についてはどういう監理監督の形態をたどるのか、いわゆる完了までその部分について、お伺いしたいというふうに思います。

次に今回は、今年からでしょうか、事前公表がなくなったというふうに思いますが、そういう中で落札率というんでしょうか、それが当初よりも、どういうふうに、さほど変わってないのか、この点、お伺いしていきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　５番米沢議員の何点かの御質問にお答えしますけれども、まず、過去に整備された公営住宅との比較、それから、改善の状況ということで、御質問ですが、今回、富町団地、先に整備された部分も含めて、高齢者、それから若年世帯、それぞれ１棟にだいたい１０戸から１５戸ぐらいを集合いたしまして、地域というか、建物の中で一つのコミュニティを形成して、お互いに扶助できる、助け合いができるというかたちで計画して集合型の住宅として建設しております。ここら辺が大きな、現在、全国的な公営住宅の形態の流れとなっておりますけれども、上富良野町も前回の整備からも含めて、このような傾向で進めているところであります。

それから２点目の工事設計内の労務単価につきましては、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

次に耐震の設計、配慮につきましては、規定の設計基準、十分満たすかたちで施工しておりまして、新しい建物につきましては、問題なく対応できるというかたちで考えております。

工事進行に係ります監理監督につきましては、直轄で行う建築士をもっておりますので、自前で監理監督して適正に施工するよう行う予定となっております。以上です。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　私の方から５点目の落札率の関係について、御説明申し上げます。既に議員も御承知のとおり、平成１９年度から予定価格の事前公表については、廃止をいたしたところであります。今、議員の方から申されるように、私共も落札率の推移を見てますが、１３年頃と思いますが、スタートしまして、当初段階では一定程度、落札率が下がっていた経過にございますが、ここ若干戻りがありまして、これ私共、詳しく背景を調査できませんが、いずれにしましても原油高騰の関係で資材の市場価格が大きく影響しているものと思います。いずれにしましても、私共も今後もそういう動向を把握していかなければならないと思いますが、御案内のとおり今も非常に原油の高騰が続いてます事から、非常に多方面にわたりまして、資材の高騰という事になってございます。そういう事を背景としまして、一概に落札率の低減ということは、なかなか成果を得られないと思いますが、いずれにしましても、そういう動向を見ながら、そういう競争性を担保できるように考えているところであります。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　１点お伺いいたしますが、バリアフリーというかたちで設計がこの間されておりますが、若干聞きましたら車椅子等で対応する場合、洗面台ですか、そのところに車椅子で対応できないというような、そういう部分も聞かれております。実際の入居されている方、その部分、突起が出ていたりとか、そういった場合に、車椅子の方は当然、膝が前に出ますので、そういった部分のきめ細やかな部分のところまで今回は

水周りの面だとか、段差の面だとかというのは配慮されている部分があるかと思いますが、この部分はどのようになっているのか、トイレにいたっても、そういった対応というのは、少ない団地ですから面積の中でなかなかできない部分もあるというふうに思いますが、その部分はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭敬君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　実は先ほどお答えしたなかで、集合住宅のかたちで若い方とお年寄りがコミュニティを作るという説明をしましたが、実際上、入口の部分の段差が解消されるかたちの建物構造になってございません。これは冬に耐えられる建物構造ということで、やはり中に入ってしまえば、建物の中に入ってしまえば段差はございませんけれども、入口部分が段差がありまして、車椅子が使えないという部分があります。トイレとか水周りにつきましては、隔壁を、一応間仕切りはしてありますけれども、これを、寝たきりになった状態とか、状況が変わった時点に対応できるように、間仕切りを移動したり撤去したりできるように配慮した構造となってございまして、一定程度のバリアフリー、ユニバーサルデザインをクリアしておりますけれども、完全なかたちでのフリースタイルにはなってございません。

それから、５番米沢議員の先ほどの労務単価の件につきましても、合わせてお答えしておきますけれども、工種、例えば左官とか水道、水周り工事とかいろんな工種によりまして労務単価が非常に他項目に及んでおりますので、後ほど労務の単価表というかたちで提出させていただきたいと思います。以上です。

○議長（西村昭敬君）　他にございませんか、なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第６号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭敬君）　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭敬君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これにて、平成２０年第１回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前１０時３８分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平 成 ２ ０ 年 ５ 月 １ ２ 日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　名　議　員　　中　村　有　秀

署　名　議　員　　和　田　昭　彦